

こんな消費者トラブル ありました！

昨年から市内でよく発生している
トラブル

パソコンの遠隔操作による
プロバイダ変更に注意

大手通信会社やその関連会社を名乗り、インターネット料金が安くなると言って、プロバイダの契約を電話で勧誘されるトラブルの相談が多く寄せられています。

こうした事例では、プロバイダ契約とは思わず、電話で言われたとおりになっていると、パソコンを遠隔で操作されてプロバイダの設定を変更されることが多いようです。

また、後から送られてきた契約書を見ると、実際には料金が安くなっておらず、契約を取り消したいという相談を受けています。

内容がよく分からない場合や、パソコンの操作だけで安くなると言われた場合には、その場で決まらずに消費生活センターへご相談ください。

不審メール、買い物や契約に関する相談は庄原市消費生活センターへ！

☎0824・73・1228

平日9時～16時（12時～13時は除く）受付



市民生活課市民生活係
☎0824・73・1154

相談者の声

よく分からないが、インターネットが安くなるならいいかと思った…

光回線プランの変更だと言われた…

大手通信会社からの電話だと思ったので安心して話を聞いていた…

パソコンの操作だけで安くなると言われ、プロバイダ契約の変更とは思わなかった…



(イラスト出典) 独立行政法人国民生活センター

安心・安全な毎日のために

**暖房シーズン到来！
冬は火災が発生しやすくなります**

寒さが一段と増すこの時期は、空気が乾燥し、暖房器具などを取り扱う機会が増えるため、火災が発生しやすくなります。火災のない年末年始を過ごすため、火の用心を心掛け、お出かけ前やお休み前には必ず火の元の点検を行います。

☆暖房器具による火災を防ぐため、次のことに注意しましょう。

- ▼使用する前に点検・整備をする。
- ▼給油の時は必ず火を消す。
- ▼誤ってガソリンを給油しない。
- ▼燃料タンクのはたはしつかり締める。
- ▼カーテンや布団などの近くで使わない。
- ▼ストーブの上で洗濯物を干さない。
- ▼スプレー缶は破裂する危険があるので近くに置かない。
- ▼ストーブをつけたまま寝ない。



**取り付けただけではダメ！
住宅用火災警報器**

住宅用火災警報器の設置義務化から10年が経過し、電池切れや本体故障により適切に作動しないケースが懸念されています。

総務省消防庁の調査によると、住宅火災における死亡原因は逃げ遅れが半数を占めています。いざ！というとき、適切に作動するように定期的に点検・整備・交換をしましょう。

▼作動点検は「引きひもをひく」あるいは「ボタンを押す」ことで確認できます。警報音が鳴るか確認しましょう。



▼機器の清掃は中性洗剤に浸して、十分絞った布で外観の汚れを拭き取りましょう。



▼住宅用火災警報器には電池を交換するタイプもありますが、本体の寿命はおおむね10年ですので、設置時期を確認し交換しましょう。

庄原消防署 ☎0824・72・9911
東城消防署 ☎08477・2・4005